

報告第 35 号

区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 30 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

番号	件 名	賠償金額	概 要
		専 決 処 分 日	
1	支払遅延による損害金の発生事故	1 万 1,837 円	福祉タクシー等に使用できる令和 7 年度分の移送サービス利用券の発送に係る郵便料金について、支払事務が遅延したことにより、遅延損害金が発生した。 (福祉部)
		令和 7 年 6 月 12 日	